

【妊娠・出産・育児と仕事の両立に関する制度】

(1)産休と育休(対比表)



	産 休	育 休
名称	産前休業・産後休業	育児休業
期間	産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間） 産後8週間	原則、子が1歳に達するまで（保育所に入れない場合等は1歳6か月まで延長可）
対象	女性労働者 （アルバイト、派遣も含む全ての労働者）	男女労働者 （勤続1年以上などの要件を満たした労働者）
根拠法	労働基準法	育児・介護休業法
不利益取扱い	産休を理由とする不利益取扱いは禁止！ （男女雇用機会均等法第9条第3項）	育休申出を理由とする不利益取扱いは禁止！ （育児・介護休業法第10条等）

【妊娠・出産・育児と仕事の両立に関する制度】

(2)産休と育休(お金のこと)

<事業主>

	産 休	育 休
賃金	賃金の支払いは義務ではない	賃金の支払いは義務ではない
社会保険料	手続きをすれば免除	手続きをすれば免除
雇用保険料	無給の場合、保険料は発生しない	無給の場合、保険料は発生しない
労災保険料	無給の場合、保険料は発生しない	無給の場合、保険料は発生しない

※ H26年4月～産休・育休中の事業主の経済的負担はゼロに

<労働者>

	産 休	育 休
社会保険料	手続きをすれば免除	手続きをすれば免除
雇用保険料	無給の場合、保険料は発生しない	無給の場合、保険料は発生しない
労災保険料	事業主が支払うもの	事業主が支払うもの
もらえるお金	<u>出産手当金（健康保険より）</u> 出産日以前42日から出産日後56日までの間、休業1日につき賃金の3分の2相当額	<u>育児休業給付（雇用保険より）</u> ●180日目までは休業開始前の賃金の67% ●それ以降は、50%